

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

令和2年4月11日
一般社団法人埼玉県中小企業診断協会
会長 高澤 彰

以下のとおり、埼玉県協会としての対応方針を決定しましたのでお知らせします。
会員の皆様と関係者を守るために、これを遵守していただきたくお願いします。

【方針1】

政府及び埼玉県の緊急事態宣言発令に伴い、宣言の期間中（5月6日まで）は、協会事務局を除く協会活動に関する一切の集会は原則禁止とし、中止もしくは集合形式でない方法により対応する。

- 1) 各種会議、部会、プロジェクト打合せ、各部主催イベント等
- 2) 研究会も上記に準ずること

【方針2】

会員各自においても、最大限の注意を払い感染拡大の防止に努める。

【方針3】

組織において現在および将来にわたる決定が必要な議題がある会議や制度上、不可欠であるもの等については、主催者が適切な防止措置を徹底した上で、集合形式でない方法を併用し、開催する。

【方針4】

宣言終了後のイベント開催は、今後の状況により判断する。参加者が不特定もしくは対面で、近距離で会話等が一定時間続く等、感染リスクが高いと判断される場合は、中止もしくは延期または集合形式でない他の方法等を検討する。

【方針5】

宣言終了後開催予定の総会については、今後の状況を見て判断する。
会員を集める方式での開催を中止した場合は、後日、代替方式を案内する。

【方針6】

宣言終了後の新入会員や入会未定者に対する説明会については、今後の状況により対応を判断する。

以上